小川町移住支援金交付要綱

（令和７年３月２７日
告示第４２号）

（趣旨）

第１条　この告示は、小川町における移住の促進及び就業の創出に取り組むことで、町の活力を高めるため、小川町が埼玉県とともに作成した地域再生計画（地域再生法（平成１７年法律第２４号）第５条に規定する地域再生計画をいう。）である埼玉県移住就業・起業支援計画（以下「本件地域再生計画」という。）に基づき、東京２３区等から小川町に移住して就業等をした者に、予算の範囲内において、移住支援金を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

２　前項の移住支援金の交付に関しては、小川町補助金等の支給に関する規則（昭和５０年小川町規則第３号）に定めるもののほか、この告示の定めるところによる。

（交付金額）

第２条　移住支援金の金額は、単身での移住の場合にあっては６０万円と、世帯の申請（世帯員が２人以上での移住）の場合にあっては１００万円とし、１８歳未満の世帯員を帯同して移住する場合は、３０万円を加算する。

（交付対象者）

第３条　移住支援金の交付対象となる者は、申請時において、第１号で定める要件を満たす者のうち、第２号から第４号までのいずれかの要件に該当するものとする。この場合において、世帯の申請をする者にあっては、第５号の要件にも該当するものとする。

⑴　移住等に関する要件　次に掲げる要件の全てに該当すること。

ア　移住元に関する要件

㋐　住民票を移す直前の１０年間のうち、通算５年以上、東京２３区内に在住又は東京圏（埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県をいう。以下同じ。）のうちの条件不利地域（過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和３年法律第１９号）、山村振興法（昭和４０年法律第６４号）、離島振興法（昭和２８年法律第７２号）、半島振興法（昭和６０年法律第６３号）及び小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和４４年法律第７９号）で規定される条件不利地域を有する市町村のうち、政令指定都市を除く市町村及び平成２２年から令和２年の人口減少が１０％以上の市町村

をいう。以下同じ。）以外の地域に在住し、東京２３区内への通勤（雇用者としての通勤の場合にあっては、雇用保険の被保険者としての通勤に限る。以下同じ。）をしていたこと。ただし、東京圏（条件不利地域を除く。）に在住しつつ、東京２３区内の大学等へ通学した経験を有し、かつ東京２３区内の企業等へ就職した経験を有する者については、当該通学期間も通算年数に含めることができる。

⑷　住民票を移す直前に、連続して１年以上、東京２３区内に在住又は東京都、千葉県及び神奈川県（ただし上記１都２県にあっても条件不利地域を除く。）に在住し、東京２３区内への通勤をしていたこと。ただし、東京２３区内への通勤の期間については、住民票を移す３月前までを当該１年の起算点とすることができる。

イ　移住先に関する要件　次に掲げる事項の全てに該当すること。

⑺　令和７年４月１日以降（新しい地方経済・生活環境創生交付金の交付決定がされた後であって、埼玉県において移住支援事業の詳細が公表された後）に転入したこと。

⑷　移住支援金の申請時において、転入後１年以内であること。

⑼　小川町に、移住支援金の申請日から５年以上継続して居住する意思を有していること。

ウ　その他の要件　次に掲げる事項の全てに該当すること。

⑺　暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

⑷　日本人であること又は外国人であって出入国管理及び難民認定法（昭和２６年政令第３１９号）に定める永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者もしくは特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。

⑼　申請者は、過去１０年以内に申請者を含む世帯員として移住支援金（新しい地方経済・生活環境創生交付金（移住・起業・就業型）の地方創生移住支援事業において支給するものをいう。）を受給していないこと。ただし、移住支援金を全額返還した場合や過去の申請時に１８歳未満の世帯員だった者が５年以上経過し、１８歳以上となり、埼玉県及び小川町が認める場合を除く。

⑽　その他埼玉県又は小川町が移住支援金の対象として不適当と認めた者でないこと。

⑵　就業に関する要件

ア　一般の場合　次に掲げる事項の全てに該当すること。

㋐　勤務地が東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域に所在すること。

㋑　就業先が移住支援事業を実施する都道府県が移住支援金の対象としてマッチングサイトに掲載している求人であること。

㋒　就業者にとって３親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を担う職務を務めている法人等への就業でないこと。

㋓　週２０時間以上の無期雇用契約に基づいて就業していること。

㋔　上記求人への応募日が、マッチングサイトに上記㋑の求人が移住支援金の対象として掲載された日以後であること。

㋕　当該法人等に、移住支援金の申請日から５年以上継続して勤務する意思を有していること。

㋖　転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

イ　専門人材の場合　プロフェッショナル人材事業又は先導的人材マッチング事業を利用して就業した者は、次に掲げる事項の全てに該当すること。

㋐　勤務地が東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域に所在すること。

㋑　週２０時間以上の無期雇用契約に基づいて就業していること。

㋒　当該就業先において、移住支援金の申請日から５年以上継続して勤務する意思を有していること。

㋓　転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

㋔　目的達成後の解散を前提とした個別プロジェクトへの参加等、離職することが前提でないこと。

⑶　テレワークに関する要件　次に掲げる事項の全てに該当すること。

ア　所属先企業等からの命令ではなく、自己の意思により移住した場合であって、移住先を生活の本拠とし、移住元での業務を引き続き行うこと。

イ　移住先でテレワークにより勤務する（原則通勤しない）こととし、かつ週２０時間以上テレワークを実施すること。

ウ　デジタル田園都市国家構想交付金（デジタル実装タイプ（地方創生テレ

ワーク型））又はその前歴事業を活用した取組の中で、所属先企業等から当該移住者に資金提供されていないこと。

⑷　本事業における関係人口に関する要件　小川町や地域の人々と関わりを有する者（以下「関係人口」という。）のうち、小川町が当該移住希望者を個別に本事業における関係人口と認め、次に掲げるア及びイに該当すること。

ア　支給対象者の要件　次の㋐及び㋑に該当し、かつ、㋒から㋓までのいずれかに該当すること。

㋐　転入時点で４５歳未満である者

㋑　学生でない者

㋒　小川町で住宅を取得した者（２親等以内の親族所有の住宅への移住も可とする。）

㋔　小川町へふるさと納税を２回以上した経験がある者

㋓　埼玉県立小川高等学校を卒業した者

イ　地域の担い手確保の要件　次の㋐から㋒までのいずれかに該当すること。

㋐　小川町で農林水産業に就業する者

㋑　小川町で家業等へ就業する者

㋒　小川町や小川町の地域づくり団体等が関わる地域づくり活動又は地域課題の解決に向けた取組に恒常的に参加し、移住後も継続する意向がある者

⑸　世帯に関する要件（世帯向けの金額を申請する場合のみ）　次に掲げる事項の全てに該当すること。

ア　申請者を含む２人以上の世帯員が移住元において、同一世帯に属していたこと。

イ　申請者を含む２人以上の世帯員が申請時において、同一世帯に属していること。

ウ　申請者を含む２人以上の世帯員がいずれも令和７年４月１日以後（新しい地方経済・生活環境創生交付金の交付決定がされた後であって、埼玉県において移住支援事業の詳細が公表された後）に転入したこと。

エ　申請者を含む２人以上の世帯員がいずれも、支給申請時において転入後３月以上１年以内であること。

オ　申請者を含む２人以上の世帯員がいずれも暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

（交付の申請及び実績報告）

第４条　移住支援金の交付を受けようとする者は、町長が別に定める日までに、移住支援金交付申請書兼実績報告書（様式第１号）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

⑴　全申請者が提出必須の書類

ア　写真付き身分証明書の写しその他の提示により本人確認できる書類の写し

イ　移住先の住民票の写し

ウ　移住元の住民票の除票の写し（移住元での在住地、在住期間を確認できる書類）

エ　移住支援金の振込先の預金通帳又はキャッシュカードの写し（確実に振込可能となる情報（金融機関名・支店名・口座種類・口座番号・店番号・名義人名）が確認できるものに限る。）

オ　その他町長が必要と認める書類

⑵　前条第１号ア㋐及び㋑に該当する者のうち東京２３区への通勤者（雇用者）のみ提出が必要な書類　東京２３区で勤務していた企業等の就業証明書その他移住元での在勤地、在勤期間及び雇用保険の被保険者であったことを確認できる書類

⑶　前条第１号ア㋐及び㋑に該当する者のうち東京２３区への通勤者（法人経営者又は個人事業主）のみ提出が必要な書類

ア　開業届出済証明書その他移住元での在勤地を確認できる書類

イ　個人事業主等の納税証明書その他移住元での在勤期間を確認できる書類

⑷　前条第１号ア㋐及び㋑に該当する者のうち東京２３区内の大学等への通学期間を移住元に関する要件としての年数に合算する者のみ提出が必要な書類　卒業証明書等（在学期間や卒業校を確認できる書類）

⑸　世帯人員が２人以上の世帯向けの金額を申請する場合にのみ必要な書類

ア　移住先の住民票（申請者を含む２人以上の世帯員の移住元での在住地を確認できる書類）

イ　移住元の住民票の除票の写し（申請者を含む２人以上の世帯員の移住元での在住地を確認できる書類）

⑹　前条第２号の就業先及び就業条件等に関する要件を満たす者のみ提出が必要な書類

ア　就職に関する要件を満たす者　就業先企業等の就業証明書（様式第２号）

イ　テレワークに関する要件を満たす者（個人事業主・フリーランスの場合を除く）　所属先企業等の就業証明書（様式第２号の２）

ウ　テレワークに関する要件を満たす者（個人事業主・フリーランスの場合）　所属先企業等の就業証明書（様式第２号の３）、業務委託契約書等（テレワークにより移住前の業務を継続して行うことが確認できる書類）、開業届の写し、申請前３か月間において当該テレワーク業務の実態（収入）が確認できる書類（全部又は一部の期間を確定申告書の写しで代替可）

エ　関係人口に関する要件を満たす者　関係人口に関する要件の申告書（様式第２号の４）

（交付の条件）

第５条　次に掲げる事項は、交付の決定をする際の条件とする。

⑴　移住支援金の申請日から５年以内に本町での居住が困難となった場合、又は移住支援金の申請日から１年以内に移住支援金の要件を満たす職に在職することが困難となった場合においては、速やかに町長に報告してその指示を受けなければならないこと。

⑵　移住支援金に関する報告及び立入調査について、埼玉県又は小川町から求められた場合には、それに応じなければならないこと。

（交付の決定及び額の確定）

第６条　町長は、移住支援金の交付を決定し額の確定をしたときは、移住支援金交付決定通知書兼交付確定通知書（様式第３号。以下「交付決定通知書」という。）により通知するものとする。審査の結果、移住支援金の交付を不適当と認める場合、又は予算上の理由等により当該年度における移住支援金の交付が不可である場合も、その旨を同様に申請者に通知するものとする。

（移住支援金の請求）

第７条　移住支援金の交付の決定及び確定を受けた者が移住支援金を請求しようとするときは、前条に定める交付決定通知書を受け取った日から起算して１０日以内に請求書（様式第４号）を町長に提出しなければならない。

（交付決定通知書の再交付）

第８条　申請者が移住支援金の交付決定を受けた後、紛失等の理由により交付決定通知書の再交付を必要とするときは、移住支援金交付決定通知書兼交付確定通知書再交付申請書（様式第５号。以下「再交付申請書」という。）を町長に提出しなければならない。

（再交付決定及び通知）

第９条　町長は、前条に規定する再交付申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、速やかに移住支援金交付決定通知書兼交付確定通知書［再交付］（様式第６号）により、申請者に通知するものとする。

（移住支援金の返還）

第１０条　町長は、移住支援金の支給を受けた者が次の区分に応じて掲げる要件に該当する場合には、移住支援金の全額又は半額の返還を請求するものとする。ただし、雇用企業の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情として埼玉県及び小川町が認めた場合は、この限りでない。

⑴　全額の返還

ア　虚偽の申告等をした場合

イ　移住支援金の申請日から３年未満で小川町から転出した場合

ウ　第３条第２号に定める就業の場合において、移住支援金申請日から１年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合

⑵　半額の返還　移住支援金の申請日から３年以上５年以内で小川町から転出した場合

（その他）

第１１条　この告示に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附　則

この告示は、令和７年４月１日から施行する。

附　則（令和８年告示第５７号）

この告示は、令和８年４月１日から施行する。

様式第１号（第４条関係）

移住支援金交付申請書兼実績報告書

年　　月　　日

小川町長　宛て

小川町移住支援金交付要綱に基づき、移住支援金の交付を受けたいので、次のとおり移住支援金の交付申請に関する誓約書兼同意書と関係書類を添えて申請し、支援金額の実績を報告します。

１　申請者欄

フリガナ		性別	生年月日
氏名			年　月　日
住所	〒	電話番号	
メールアドレス			

２　移住支援金の内容（該当する欄に〇を付けてください）

単身・世帯		単身 60 万円		世帯 100 万円	世帯の場合は同時に移住した家族の人数（１の申請者は含まない）	人
支援金の種類		就業		起業	上記家族の人数のうち 18 歳未満の者の人数	人
		テレワーク		関係人口		

３　各種確認事項（該当する欄に〇を付けてください）

別紙１「移住支援金の交付申請に関する誓約事項」に記載された内容について		A. 誓約する		B. 誓約しない
別紙２「移住支援金に係る個人情報の取扱い」に記載された内容について		A. 同意する		B. 同意しない
申請日から５年以上継続して、小川町に居住する意思について		A. 意思がある		B. 意思がない
（就業の場合のみ記載） 申請日から５年以上継続して、就業継続する意思について		A. 意思がある		B. 意思がない
（就業の場合のみ記載） 就業先の法人の代表者又は取締役等の経営を担う者との関係		A. ３親等以内の親族に該当しない		B. ３親等以内の親族に該当する
（テレワークの場合のみ記載） 小川町への移住の意思について		A. 自己の意思である		B. 所属からの命令である

※各事項のＢに〇をつけた場合は、移住支援金の対象となりません。

４　移住元の住所

（注）移住直前の１０年間における、東京都、埼玉県、千葉県及び神奈川県（条件不利地域を除く）での在住履歴を記載

期間	住所
	〒
	〒
	〒
	〒
	〒

※移住元に関する要件のうち、在住・通勤の通算年数に算入する分の住民票の除票の写しを全て提出してください。

※東京 23 区内の大学等へ通学した期間を通算年数に算入する場合には、卒業証明書等（在学期間や卒業校を確認できる書類）の提出が必要です。

５　（東京２３区の在勤者に該当する場合のみ記載）東京２３区への在勤履歴

（注）　移住直前１０年間における、東京２３区への在勤履歴を記載

期間	就業先	就業地

※下記の書類については、移住元に関する要件のうち、通勤の通算年数に算入する分を全て提出してください。

①東京２３区で勤務していた企業等の就業証明書その他移住元での在勤地、在勤期間、及び雇用保険の被保険者であったことを確認できる書類

②開業届出済証明書その他移住元での在勤地を確認できる書類

③個人事業等の納税証明書その他移住元での在勤期間を確認できる書類

６　（テレワークによる移住者のみ記載）移住後の生活状況

勤務先部署	
住所	〒
勤務先へ行く頻度	週・月・年　　回程度 / 行くことはない / その他（　　）

（別紙１）

移住支援金の交付申請に関する誓約事項

移住支援金の交付申請に当たり、次のとおり誓約及び同意します。

１　移住支援金に関する報告及び立入調査について、埼玉県及び小川町から求められた場合には、それに応じます。

２　以下の場合には、小川町移住支援金交付要綱に基づき、支援金の全額又は半額を返還します。

⑴　虚偽の申告等をした場合：全額

⑵　移住支援金の申請日から３年未満で小川町から転出した場合：全額

⑶　移住支援金の申請日から１年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合：全額

⑷　移住支援金の申請日から３年以上５年以内で小川町から転出した場合：半額

３　移住支援金の支給を受けた後に実施される埼玉県及び小川町からの確認により、現況の報告を求められた場合には、それに応じます。

※　報告の求めに応じないことをもって、当該支援金の支給対象から除くことはいたしませんが、担当課より詳細な資料の提供やヒヤリング等を依頼させていただきます。

（別紙２）

別紙２「移住支援金に係る個人情報の取扱い」に記載された内容について

埼玉県及び小川町は、移住支援事業の実施に際して得た個人情報について、埼玉県及び小川町が定める個人情報保護条例等の規定に基づき適切に管理し、本事業の実施のために利用します。

また、埼玉県及び小川町は、当該個人情報について、他の都道府県において実施する移住支援事業の円滑な実施、国への実施状況の報告等のため、国、他の都道府県、他の市区町村に提供し、又は確認する場合があります。

様式第２号（第４条関係）

就業先企業等の就業証明書（移住支援金の申請用）

年　　月　　日

小川町長　宛て

所在地
事業所名
代表者名　　㊞
電話番号
担当者

下記のとおり相違ないことを証明します。

勤務者名	
勤務者住所	
勤務先所在地	
勤務先電話番号	
就業年月日	
応募受付年月日	
雇用形態	□週 20 時間以上の無期雇用 （該当する場合は✓を入れてください。）
勤務者と代表者又は取締役等の経営を担う者との関係※マッチングサイト掲載求人の場合	□３親等以内の親族に該当しない （該当する場合は✓を入れてください。）
※プロフェッショナル人材事業又は先導的人材マッチング事業を利用している場合のみ	目的達成後に離職することが前提ではない
	□　プロフェッショナル人材事業　　□　先導的人材マッチング事業 （上記いずれかに✓を入れてください。）

備考　埼玉県の移住就業等支援金支給事業補助金交付事業及び小川町の移住支援金交付事業に関する事務のため、勤務者の勤務状況などの情報を、埼玉県又は小川町の求めに応じて提供することについて、勤務者の同意を得ています。

様式第２号の２（第４条関係）

就業先企業等の就業証明書（移住支援金（テレワーク）の申請用）

年　　月　　日

小川町長　宛て

所在地
事業所名
代表者名　　㊞
電話番号
担当者

下記のとおり相違ないことを証明します。

勤務者名	
勤務者住所（移住前）	
勤務者住所（移住後）	
勤務先部署の所在地	
勤務先電話番号	
就業年月日	
移住の意思	□所属先企業等からの命令（転勤、出向、出張、研修等含む）ではない（該当する場合は✓を入れてください。）
雇用の形態	□週 20 時間以上のテレワーク従事（該当する場合は✓を入れてください。）
交付金による資金提供	□勤務者に新しい地方経済・生活環境創生交付金（デジタル実装型）又はデジタル田園都市国家構想交付金（デジタル実装タイプ（地方創生テレワーク型））若しくはこれらの前歴事業による資金提供をしていない（該当する場合は✓を入れてください。）

備考　埼玉県の移住就業等支援金支給事業補助金交付事業及び小川町の移住支援金交付事業に関する事務のため、勤務者の勤務状況などの情報を、埼玉県又は小川町の求めに応じて提供することについて、勤務者の同意を得ています。

様式第２号の３（第４条関係）

就業先企業等の就業証明書（移住支援金（テレワーク）の申請用）

年　　月　　日

小川町長　宛て

申請者名　　㊞

居住地

下記のとおり相違ないことを証明します。

<table>
<tr><td>就業開始日</td><td colspan="3">年　　月　　日</td></tr>
<tr><td rowspan="3">就労時間
（固定就労の場合）</td><td>合計時間</td><td colspan="2">□月間　□週間　　時間
（うち休憩時間　　分）</td></tr>
<tr><td>就労日数</td><td colspan="2">□月間　□週間　　日</td></tr>
<tr><td colspan="3">平日　　時　　分　～　　時　　分（うち休憩時間　　分）
土日　　時　　分　～　　時　　分（うち休憩時間　　分）
祝日　　時　　分　～　　時　　分（うち休憩時間　　分）</td></tr>
<tr><td rowspan="3">就労時間
（変則就労の場合）</td><td>合計時間</td><td colspan="2">□月間　□週間　　時間
（うち休憩時間　　分）</td></tr>
<tr><td>就労日数</td><td colspan="2">□月間　□週間　　日</td></tr>
<tr><td>主な就労時間帯</td><td colspan="2">時　　分　～　　時　　分
（うち休憩時間　　分）</td></tr>
<tr><td>就労実績
（直近３カ月）</td><td>年　　月
日/月、　時間/月</td><td>年　　月
日/月、　時間/月</td><td>年　　月
日/月、　時間/月</td></tr>
<tr><td>特記事項（備考）</td><td colspan="3"></td></tr>
</table>

様式第２号の４（第４条関係）

関係人口に関する要件の申告書

年　　月　　日

小川町長　宛て

小川町移住支援金交付要綱第３条第４号本事業における関係人口に関する要件を満たしていることを申告します。

１　申請者欄

フリガナ		年齢	生年月日
氏名			年　　月　　日
住所	〒	電話 番号	
職業			
要件	下記【支給対象者の要件】に該当し、かつ【地域の担い手確保の要件】に該当すること。 【支給対象者の要件】 次の①及び②に該当し、かつ、③から⑤のいずれかに該当すること。 □①転入時点で 45 歳未満である者 □②学生でない者 □③小川町で住宅を取得した者（二親等以内の親族所有の住宅への移住も可とする） □④小川町へふるさと納税を２回以上した経験がある者 □⑤埼玉県立小川高等学校を卒業した者 【地域の担い手確保の要件】 □次の①から③のいずれかに該当すること □①小川町で農林水産業に就業する者 □②小川町で家業等へ就業する者 □③小川町や小川町の地域づくり団体等が関わる地域づくり活動、地域課題の解決に向けた取組に恒常的に参加しており、移住後も継続する意向がある者		

※関係人口に関する要件（生年月日、職業、その他要件）に該当することが確認できる書類を提出してください。

様式第３号（第６条関係）

移住支援金交付決定通知書兼交付確定通知書

第　　号

年　　月　　日

様

小川町長　　印

小川町移住支援金交付要綱に基づき、以下のとおり移住支援金の交付を決定し、交付金額を確定しましたのでお知らせします。

移住支援金　　円

〇振込予定日　　令和　　年　　月　　日

※指定の振込口座に入金されるまでに、数日かかる場合がございます。ご了承ください。

※移住支援金は、御登録いただいた以下の口座に振り込みます。

振込先金融機関名：

振込先口座番号（下３桁）

振込先口座名義：

（備考）

１　小川町移住支援金交付要綱の規定に基づき、以下の場合には、移住支援金の全額又は半額の返還を請求します。

・申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合：全額

・申請日から３年未満に小川町から転出した場合：全額

・申請日から１年以内に支援金の要件を満たす職を辞した場合：全額

・申請日から３年以上５年以内に本町から転出した場合：半額

２　小川町は、小川町移住支援金交付要綱の規定に基づき、必要な事項の報告を求め、及び関係する場所に立入調査を行います。報告及び立入調査に応じない場合、虚偽の内容を申請したものと推定し、備考１に定める返還請求を行う場合があります。

３　フラット 35 地域活性化型（地方移住支援）の金利引下げの適用について

・この通知書はフラット 35 地域活性化型（地方移住支援）の金利引下げの適用を受ける際の必要書類であり、紛失した場合は金利引下げの適用を受けられない場合があります。

・移住支援金の返還を請求された場合はフラット 35 地域活性化型（地方移住支援）の金利引下げの適用を受けられない場合があります。

・移住支援金を受領した方に対するフラット 35 地域活性化型（地方移住支援）の金利引下げ制度を受けるためには、交付決定日から５年以内に取扱金融機関への申込が必要となります。

様式第４号（第７条関係）

請求書

金　　円

　　年　　月　　日付け　第　号により、交付金額の確定を受けた小川町移住支援金として、上記のとおり請求します。

年　　月　　日

小川町長　宛て

住所

氏名　　㊞

振込先金融機関名及び支店

口座種別

口座番号

口座名義人（フリガナ）

様式第５号（第８条関係）

移住支援金交付決定通知書兼交付確定通知書再交付申請書

年　　月　　日

小川町長　宛て

小川町移住支援金交付要綱に基づき、下記の理由等により、移住支援金交付決定通知書兼交付確定通知書の再交付を受けたいので申請します。

申請者欄

フリガナ		性別	生年月日
氏名			年　月　日
住所	〒	電話番号	
メールアドレス			

記

１　再交付を希望する移住支援金交付決定通知書兼交付確定通知書

・「　　年　　月　　日付　　第　　号」

２　再交付を申請する理由

（１）　紛失による

（２）　その他（理由を記載：　　）

＊該当する理由に〇を記載する。

備考

１　紛失したことにより再交付を受けた後、失った移住支援金交付決定通知書兼交付確定通知書を発見したときは、当該移住支援金交付決定通知書兼交付確定通知書を速やかに町長に変換すること。

２　移住支援金交付決定通知書兼交付確定通知書を損傷したことにより再交付の申請をする者は、この申請書に移住支援金交付決定通知書兼交付確定通知書を添えること。

様式第６号（第９条関係）

移住支援金交付決定通知書兼交付確定通知書［再交付］

第　　号

年　　月　　日

様

小川町長　　印

小川町移住支援金交付要綱に基づき、以下のとおり移住支援金の交付を決定し、交付金額を確定しましたのでお知らせします。

移住支援金　　円

（備考）

１　小川町移住支援金交付要綱の規定に基づき、以下の場合には、移住支援金の全額又は半額の返還を請求します。

・申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合：全額

・申請日から３年未満に小川町から転出した場合：全額

・申請日から１年以内に支援金の要件を満たす職を辞した場合：全額

・申請日から３年以上５年以内に本町から転出した場合：半額

２　小川町は、小川町移住支援金交付要綱の規定に基づき、必要な事項の報告を求め、及び関係する場所に立入調査を行います。報告及び立入調査に応じない場合、虚偽の内容を申請したものと推定し、備考１に定める返還請求を行う場合があります。

３　フラット 35 地域活性化型（地方移住支援）の金利引下げの適用について

・この通知書はフラット 35 地域活性化型（地方移住支援）の金利引下げの適用を受ける際の必要書類であり、紛失した場合は金利引下げの適用を受けられない場合があります。

・移住支援金の返還を請求された場合はフラット 35 地域活性化型（地方移住支援）の金利引下げの適用を受けられない場合があります。

・移住支援金を受領した方に対するフラット 35 地域活性化型（地方移住支援）の金利引下げ制度を受けるためには、交付決定日から５年以内に取扱金融機関への申込が必要となります。